

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月23日
管理表No.	0311-01 改訂00

項目	コメント内容
抽出漏れがないこと (③-1)	<ul style="list-style-type: none"> ③-1において事業変更許可からの変更がないのであれば、シンプルに分かりやすく記載すること。

(回 答)

- ③-1 事業許可からの変更点において、シンプルに事業許可からの変更について記載を見直した。
別紙1参照

以上

(注釈) 青字 : 今回申請で既設の自主設備から格上げした設備。
 灰色背景 : 分割第1回目申請設備。
 (電気設備, 換気, 人の不法な侵入等防止設備)

(注釈) 既設 : 今ある既存の設備。要目表の変更なし。
 新設 : 新規に追加する設備あり。要目表, 又は, 基本設計方針に変更あり。
 改造 : 既存の設備を改造し, 要目表, 又は, 基本設計方針に変更あり。
 既設(改造) : 既存の設備を改造するが, 要目表及び基本設計方針に変更なし。
 既設/新設 : 既存の設備に新規設備を追加する変更あり。
 既設(取替) : 既設設備の取替を実施。

③-1 事業変更許可申請書からの変更点

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	既設/ 新設/ 改造等	変更項目, 内容 (設工認申請書記載項目の材料, 寸法, 解析等)
1	第5条	使用済燃料 の臨界防止	条文	-
2		金属キャスク	既設/ 新設	事業変更許可では, BWR大型キャスク (タイプ2) とBWR大型キャスク (タイプ2A) を記載。 今回の設工認では, BWR大型キャスク (タイプ2A) のみを記載し, 申請。
3	第6条	使用済燃料 貯蔵施設の 地盤	条文	-
4		使用済燃料貯蔵建屋	既設	事業変更許可からの変更なし。
5		モニタリングポイント	既設	事業変更許可からの変更なし。
6		冷却水系統	既設	事業変更許可に記載なし。
7		電気設備 (常用電源設備)	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
8		電源車	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
9		軽油貯蔵タンク (地下式)	新設	事業変更許可からの変更なし。
10		動力消防ポンプ	既設	事業変更許可からの変更なし。
11		粉末 (ABC) 消火器	既設	事業変更許可からの変更なし。
12		防火水槽	既設	事業変更許可からの変更なし。
13		上記以外の設備	既設/ 新設	事業変更許可に記載なし又は事業変更許可からの変更なし。
14	第7条	地震による 損傷の防止	条文	-
15		金属キャスク	既設/ 新設	事業変更許可では, BWR大型キャスク (タイプ2) とBWR大型キャスク (タイプ2A) を記載。 今回の設工認では, BWR大型キャスク (タイプ2A) のみを記載し, 申請。
16		貯蔵架台	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
17		使用済燃料貯蔵建屋	既設	事業変更許可からの変更なし。
18		受入れ区域天井クレーン	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。
19	搬送台車	既設	事業変更許可からの変更なし。	
20	第8条	津波による 損傷の防止	条文	-
21		金属キャスク	既設/ 新設	事業変更許可では, BWR大型キャスク (タイプ2) とBWR大型キャスク (タイプ2A) を記載。 今回の設工認では, BWR大型キャスク (タイプ2A) のみを記載し, 申請。
22		貯蔵架台	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
23		使用済燃料貯蔵建屋貯蔵 区域	既設	事業変更許可からの変更なし。
24		遮蔽扉	既設	事業変更許可からの変更なし。
25		仮置架台	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。
26		たて起こし架台	改造	事業変更許可からの変更なし。
27		検査架台	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。
28		圧力検出器 (蓋間圧力の代替計測用)	新設	事業変更許可からの変更なし。
29		非接触式可搬型温度計 (表面温度の代替計測用)	新設	事業変更許可からの変更なし。
30		温度検出器 (給排気温度の代替計測 用)	新設	事業変更許可からの変更なし。

条文の行では, 技術基準規則や燃料貯蔵規則等の法令の変更によって設計条件や解析条件等が変わった場合に記載することとしていたが, 事業変更許可からの変更の観点からすると条文の表示は不要であるため「-」と記載する。

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	既設/ 新設/ 改造等	変更項目、内容（設工認申請書記載項目の材料、寸法、解析等）	
31		廃棄物貯蔵室	既設	事業変更許可からの変更なし。	
32		電離箱サーベイメータ (代替計測にも使用)	既設	事業変更許可からの変更なし。	
33		シンチレーションサーベイメータ(代替計測にも使用)	既設	事業変更許可からの変更なし。	
34		中性子線用サーベイメータ(代替計測にも使用)	既設	事業変更許可からの変更なし。	
35		電源車	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
36		軽油貯蔵タンク(地下式)	新設	事業変更許可からの変更なし。	
37		放送設備	新設	事業変更許可からの変更なし。	
38		警報装置	新設	事業変更許可からの変更なし。	
39		無線連絡設備	新設	事業変更許可からの変更なし。	
40		衛星電話設備	新設	事業変更許可からの変更なし。	
41		加入電話設備	新設	事業変更許可からの変更なし。	
42	第9条	外部からの 衝撃による 損傷の防止	条文	—	
43		金属キャスク	既設/ 新設	事業変更許可では、BWR大型キャスク(タイプ2)とBWR大型キャスク(タイプ2A)を記載。 今回の設工認では、BWR大型キャスク(タイプ2A)のみを記載し、申請。	
44		貯蔵架台	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
45		使用済燃料貯蔵建屋	既設	事業変更許可からの変更なし。(記載なし)	
46		遮蔽扉	既設	事業変更許可からの変更なし。(記載なし)	
47		電源車	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
48		棟上導体	既設	事業変更許可からの変更なし。(記載なし)	
49	第10条	使用済燃料 貯蔵施設への人の不法な侵入防止	人の不法な侵入等防止設備	既設	設工認対象外。核物質防護規定にて記載。
50	第11条	閉じ込めの 機能	条文	—	
51		金属キャスク	既設/ 新設	事業変更許可では、BWR大型キャスク(タイプ2)とBWR大型キャスク(タイプ2A)を記載。 今回の設工認では、BWR大型キャスク(タイプ2A)のみを記載し、申請。	
52		廃棄物貯蔵室	既設	事業変更許可からの変更なし。	
53	第12条	火災等による 損傷の防止	条文	—	
54		軽油貯蔵タンク(地下式)	新設	事業変更許可からの変更なし	
55		電源車	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
56		共用無停電電源装置	既設	事業変更許可からの変更なし。	
57		消防用設備 各設備	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
58		各設備	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
59	第13条	安全機能を	条文	—	

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	既設/ 新設/ 改造等	変更項目、内容（設工認申請書記載項目の材料、寸法、解析等）	
60	有する施設	各設備	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
61		電気設備	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
62		計測設備	既設	事業変更許可からの変更なし。	
63		放射線管理施設	既設	事業変更許可からの変更なし。	
64	第14条	条文	—	—	
65		材料及び構造 金属キャスク	既設/ 新設	事業変更許可では、BWR大型キャスク（タイプ2）とBWR大型キャスク（タイプ2A）を記載。 今回の設工認では、BWR大型キャスク（タイプ2A）のみを記載し、申請。	
66		貯蔵架台	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。	
67	第15条	条文	—	—	
68		搬送設備及 び受入設備	受入れ区域天井クレーン	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。
69			搬送台車	既設	事業変更許可からの変更なし。
70			仮置架台	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。
71			たて起こし架台	改造	事業変更許可からの変更なし。
72			検査架台	既設 (改造)	事業変更許可からの変更なし。
73			空気圧縮機	既設	事業変更許可からの変更なし。
74			空気貯槽	既設	
75			安全弁	既設	
76			空気除湿装置	既設	事業変更許可からの変更なし。（記載なし） 先行プラントの記載を参考に設備の詳細を記載する適正化を実施。
77			除湿装置 前置フィルタ	既設	
78			除湿装置 後置フィルタ	既設	
79			主配管	既設	
80			冷却水系統	既設	事業変更許可からの変更なし。（記載なし） 先行プラントの記載を参考に設備の詳細を記載する適正化を実施。
81	第16条		除熱 条文	—	—
82		金属キャスク	既設/ 新設	事業変更許可では、BWR大型キャスク（タイプ2）とBWR大型キャスク（タイプ2A）を記載。 今回の設工認では、BWR大型キャスク（タイプ2A）のみを記載し、申請。	
83		使用済燃料貯蔵建屋	既設	事業変更許可からの変更なし。	
84	第17条	計測制御系 統施設 条文	—	—	
85		蓋間圧力検出器	既設/ 新設	事業変更許可から、名称を蓋間圧力監視装置から蓋間圧力検出器に変更。	
86		表面温度検出器	既設/ 新設	事業変更許可から、名称を表面温度監視装置から表面温度検出器に変更。	
87		給排気温度検出器	既設	事業変更許可から、名称を給排気温度監視装置から給排気温度検出器に変更。	
88		表示・警報装置	既設 (取替)	事業変更許可から、主要な表示装置（記録装置及び警報装置を含む。）の名称を、表示・警報装置に明確化。製造中止に伴い取替。	
89		圧力検出器 （蓋間圧力の代替計測用）	新設	事業変更許可から変更なし。「代わりに監視を行うために必要な計測器」として圧力検出器を保有することを明確化。	

番号	技術基準規則 条番号	主要設備名	既設/ 新設/ 改造等	変更項目、内容（設工認申請書記載項目の材料、寸法、解析等）	
90		非接触式可搬型温度計 （表面温度の代替計測用）	新設	事業変更許可から変更なし。「代わりに監視を行うために必要な計測器」として圧力検出器を保有することを明確化。	
91		温度検出器 （給排気温度の代替計測用）	新設	事業変更許可から変更なし。「代わりに監視を行うために必要な計測器」として圧力検出器を保有することを明確化。	
92		ガンマ線エアモニタ	既設	事業変更許可から変更なし。	
93		中性子線エアモニタ	既設	事業変更許可から変更なし。	
94		条文	—	—	
95		ガンマ線エアモニタ	既設	事業変更許可からの変更なし。	
96		中性子線エアモニタ	既設	事業変更許可からの変更なし。	
97		モニタリングポスト （ガンマ線モニタ（低レンジ））	既設	事業変更許可からの変更なし。モニタリングポストにガンマ線モニタ（低レンジモニタ）を設置することを明確化。	
98		モニタリングポスト （ガンマ線モニタ（高レンジ））	既設	事業変更許可からの変更なし。モニタリングポストにガンマ線モニタ（高レンジモニタ）を設置することを明確化。	
99		モニタリングポスト （中性子線モニタ）	既設	事業変更許可からの変更なし。1つのモニタリングポストに中性子線モニタを設置することを明確化。	
100		モニタリングポイント	既設	事業変更許可では、モニタリングポイントを設置することのみが記載されていたが、モニタリングポイントを12基設置することを明確化。	
101	第18条	放射線管理 施設	GM管サーベイメータ	既設	事業変更許可から変更なし。
102		電離箱サーベイメータ （代替計測にも使用）	既設	事業変更許可から変更なし。（事業変更許可では、計測設備にて「代わりに監視を行うために必要な計測器」と記載）	
103		シンチレーションサーベイメータ （代替計測にも使用）	既設	事業変更許可から変更なし。（事業変更許可では、計測設備にて「代わりに監視を行うために必要な計測器」と記載）	
104		中性子線用サーベイメータ （代替計測にも使用）	既設	事業変更許可から変更なし。（事業変更許可では、計測設備にて「代わりに監視を行うために必要な計測器」と記載）	
105		ガスモニタ	既設	事業変更許可から変更なし。	
106		出入管理設備 （入退域管理装置）	既設	事業変更許可から変更なし。	
107		個人管理用測定設備 （個人線量計）	既設	事業変更許可から変更なし。	
108	第19条	廃棄施設	条文	—	
109		廃棄物貯蔵室 （ドラム缶の漂流防止）	既設	事業変更許可からの変更なし。	
110	第20条	使用済燃料 によって汚 染された物 による汚染 の防止	条文	—	
111		遮蔽扉	既設	事業変更許可からの変更なし。	
112		廃棄物貯蔵室	既設	事業変更許可からの変更なし。	
113		使用済燃料貯蔵建屋（受入れ区域）	既設	事業変更許可からの変更なし。	
114	第21条	遮蔽	条文	—	
115		金属キャスク	既設/ 新設	事業変更許可では、BWR大型キャスク（タイプ2）とBWR大型キャスク（タイプ2A）を記載。 今回の設工認では、BWR大型キャスク（タイプ2A）のみを記載し、申請。	
116		使用済燃料貯蔵建屋	既設		
117		遮蔽ルーバ	既設	事業変更許可からの変更なし。	
118		遮蔽扉	既設		

番号	技術基準規則 条番号		主要設備名	既設/ 新設/ 改造等	変更項目, 内容 (設工認申請書記載項目 _の 材料, 寸法, 解析等)
119	第 22 条	換気設備	該当設備なし	—	—
120	第 23 条	予備電源	条文	—	—
121			電気設備 (常用電源設備)	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。
122			無停電電源装置	既設	事業変更許可からの変更なし。
123			共用無停電電源装置	既設	事業変更許可からの変更なし。
124			電源車	既設/ 新設	事業変更許可からの変更なし。点検時に備え予備を 1 台追加。
125			軽油貯蔵タンク (地下式)	新設	事業変更許可からの変更なし。
126	第 24 条	通信連絡設 備等	条文	—	—
127			社内電話設備	既設	事業変更許可からの変更なし。
128			送受話器	新設	事業変更許可からの変更なし。
129			放送設備	新設	事業変更許可からの変更なし。(記載なし)
130			警報装置	新設	事業変更許可からの変更なし。(記載なし)
131			無線連絡設備	新設	事業変更許可からの変更なし。(記載なし)
132			衛星携帯電話	新設	事業変更許可からの変更なし。
133			加入電話設備	新設	事業変更許可からの変更なし。
134			安全避難用扉	既設	事業変更許可からの変更なし。
135			通路誘導灯	既設	
136			避難口誘導灯	既設	
137	保安灯	既設			